第４４号議案

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和２年６月２５日

品川区長　　濱　　野　　健

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成２６年品川区条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項中「指定都市」の次に「もしくは同法第２５２条の２２第１項の中核市」を加える。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を改める必要がある。